

3月11日 ケアマネちょこっと勉強会 終了後の質問について<回答>

Q1. 高齢者住宅改善助成について。業者が申請を代行することが可能とのことだったが、助成率についても業者に返答があるのか。また申請書を提出する前に、助成率を確認することは可能か。利用者家族からの問い合わせなら返答出来る等があれば教えてほしい。

A1. 助成率については申請書の提出がない時点ではお答えすることができない（申請書を受理した後、業者に助成率を返答する）。しかし利用者においては本人確認ができるものを市民税課窓口に出すか、自宅に届く納税通知書によって事前に前年度市民税額を調べることができるため、その金額を元に助成率を確認することができる。

Q2. 緊急通報システムの設置の費用について、申請書を提出する前に負担額を確認することは可能か。

A2. 設置費用については申請書の提出がない時点ではお答えすることができない。しかし利用者においては本人確認ができるものを市民税課窓口に出すか、自宅に届く納税通知書によって事前に前年度市民税額を調べることができるため、その金額を元に助成率を確認することができる。

Q3. 独居の方のオムツ券申請について。別居であるが、泊まり込んでその方のオムツ交換をほとんど全とおこなっている方が認められた事例があった。そのような場合は申請してみてもよいか。

A3. 介護者が生活の場を移して1日中介護しており、同居と同等と認められれば申請が下りるケースはある。申請は随時受け付けるが、判断に困る場合等には高齢福祉課の担当に相談を。

Q4. 配食サービスについて。曜日の変更等は高齢福祉課に連絡しなくてはいけないとわかったが、「明日はいらない」「○日は休みにしてほしい」という連絡は利用者から業者に直接でよいか。

A4. 業者、利用者の申告ミスを防ぐため市にも連絡が必要。時間的な余裕が無ければ直接でも良いが後日、高齢福祉課担当に連絡が必要。

Q5. 紙おむつ券をなくした場合どうすればよいか

A5. 高齢福祉課の担当に相談を。